

あんしんして暮らせるよう
お手伝いをします

させぼ成年後見 センター

のご案内



財産

財産の管理を
自分では
できない。

契約

介護のサービスを利用
したいが、自分で
契約ができない。

制度

成年後見制度を利用
したいが、どうしたら
いいかわからない。



社会福祉法人
佐世保市社会福祉協議会

させぼ成年後見センターとは？

させぼ成年後見センターとは

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が十分でない方が、安心して日常生活を送ることができるよう、本人の金銭管理や福祉サービスの利用、契約行為などに関して必要な支援を行い、本人の権利や利益を擁護します。

通帳をたびたび失くすなど、判断能力が十分でないために日常生活に不安がある場合、本人や家族、関係機関などからの相談をお受けします。

成年後見制度などの制度を知りたい方からの問い合わせもお受けします。

お気軽にご相談下さい。



させぼ成年後見センターの事業内容は？

●法人として後見人等の受任

親族や専門職が後見人等になることが困難な場合など、家庭裁判所の選任により、佐世保市社会福祉協議会が後見人等となって、財産管理や介護サービスの契約等を行うことで、本人が安心して生活できるよう支援します。

●日常生活自立支援事業の活用

成年後見制度には該当しなくても、判断能力が十分でない方には、本人との契約により、日常生活自立支援事業で福祉サービスの利用援助や日常の金銭管理などの支援を行います。

●相談（無料）

電話や窓口で、成年後見制度や日常生活自立支援事業に関する相談をお受けします。

●制度の普及・啓発

制度をより多くの方に理解していただくために、講演会の開催や市民後見人養成講座などを開催します。

●関係機関との連絡調整

行政機関、専門職団体、関係機関などとの連絡調整を行い、本人にとってよりよい支援につなげます。

日常生活自立支援事業と成年後見制度

	日常生活自立支援事業	成年後見事業
所轄庁	厚生労働省	法務省
対象となる方	精神上の理由により、判断能力が十分でなく、日常生活を営むのに支障がある方で、本事業の契約について判断のできる能力のある方	精神上の障害により、判断能力が不十分な方 = 補助 著しく不十分な方 = 保佐 常に欠く方 = 後見
援助者	佐世保市社会福祉協議会	成年後見人、保佐人、補助人 (親族、弁護士、司法書士、社会福祉士等及び法人)
利用の手続き	佐世保市社会福祉協議会に申込み(本人、関係者・機関、家族等) 本人と佐世保市社会福祉協議会との契約	家庭裁判所に申立て (本人、配偶者、4親等内の親族、検察官、市区町村長等による申立て) 家庭裁判所による成年後見人等の選任
判断能力の確認	「契約締結判定ガイドライン」により確認 判定が困難な場合は長崎県社会福祉協議会の契約締結審査会で審査	医師の診断書を家庭裁判所に提出 (「保佐」「後見」の利用を希望する場合、原則として、家庭裁判所は医師による鑑定を実施)
援助内容の決定	本人と佐世保市社会福祉協議会との協議により援助内容を決定	家庭裁判所による援助(保護)内容の決定
援助の内容	○福祉サービスの利用援助 ○日常的金銭管理 ○書類等の預かり	○財産管理・身上監護に関する法律行為の同意権、取消権、代理権
費用	○契約締結までの費用は無料 ○契約後の援助は利用者負担 (一般世帯1,000円/回) (生活保護世帯無料)	○申立費用:原則申立人負担 (特別の事情がある場合は、本人に負担をさせることができる) ○後見人等に対する報酬:本人負担 ※報酬の額は家庭裁判所が決定

日常生活自立支援事業

サービスを利用できる方

福祉サービスの利用や日常の金銭管理などを自分で判断することがむずかしい状態にある方であり、同時に、本事業の契約内容について判断のできる方

※本事業の契約ができないほど判断能力が低下している方は利用できません。

こんなことで困っていれば、
お気軽にご相談ください。

電気料金は
払ったとかね？
何度も払い忘れとるけん
不安だわ…。

通帳をどこに
おいたとかね？
何度も失くして、
困ったわ…。

できること

- 福祉サービスの情報提供、手続きの代行
- 日常的な金銭管理
- 通帳等重要書類の預かり
- 関係機関・専門機関への橋渡し

できないこと

- 商品購入契約や施設の入所契約及び解約
- 財産の処分など重要な法律行為



無料

相談

佐世保市社会福祉協議会へご相談ください。

訪問・調査等

職員が訪問してお困りの内容などを伺います。サービスの内容の説明も行います。

支援計画の策定

利用者の意向を確認しながら、職員が支援計画を作ります。

契約の締結

作成した計画でよければ、社会福祉協議会と契約します。

サービスの内容

●福祉サービスの利用援助

- ①福祉サービスについての説明や助言
- ②福祉サービスの利用・終了手続きの援助
- ③福祉サービス利用料の支払い援助
- ④福祉サービスに関する苦情解決制度を利用する手続きの援助

●生活改善のための情報提供、助言、手続きの援助

●日常的金銭管理サービス

- ①預金の払い戻し・預け入れ
- ②家賃・公共料金・医療費・税金などの支払い
- ③年金・手当などの受領

●書類等預かりサービス

- ①定期預金通帳、銀行印、実印
 - ②契約書類、不動産権利書など
- ※ただし、宝石、骨董品などは預かることはできません。

利用料金

- 福祉サービス等についての相談……………無料
- 利用者に代わって行うお金の出し入れや支払い、役所の手続き、福祉サービスの利用のための手続きなど……………1回 1,000円
交通費
(実費を別途いただきます)
- 書類等の保管……………実費

※ただし、生活保護を受けている方は、全て無料です。



← 有料 →

援助

支援計画に基づいて、職員がご自宅などを訪問して援助を行います。

安心してご利用いただけます。

- 相談内容の秘密は必ず守ります。
- 定期的に支援計画の見直しをします。
- 利用者の立場に立った契約をします。
- 利用者の契約締結能力に疑問が生じる場合は、契約締結審査会において、専門家による審査を行います。
- 長崎県社会福祉協議会が、佐世保市社会福祉協議会と連携を取り、支援、監督を行います。
- 第三者機関（運営適正化委員会）による事業の監視、苦情相談も行われます。

成年後見制度とは？

成年後見制度とは

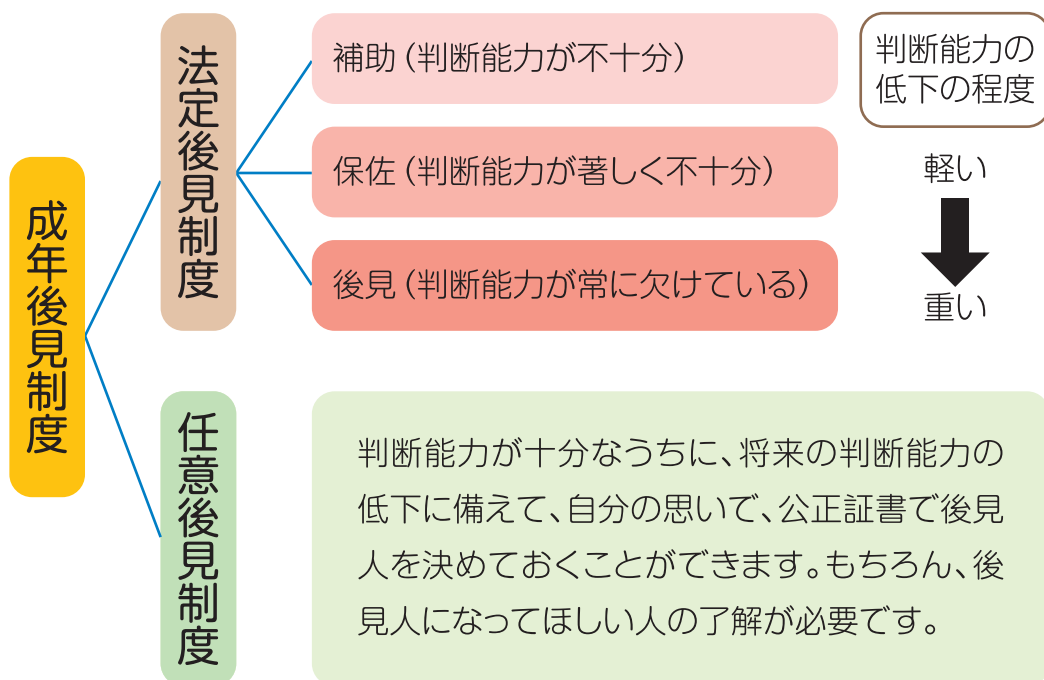
認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことを行うのがむずかしい場合があります。

また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。

このような判断能力が十分でない方々を保護し、支援する制度です。

成年後見制度の内容

成年後見制度には、「補助」「保佐」「後見」の3つの種類からなる法定後見制度と、あらかじめ本人が後見人等を決めておく任意後見制度があります。

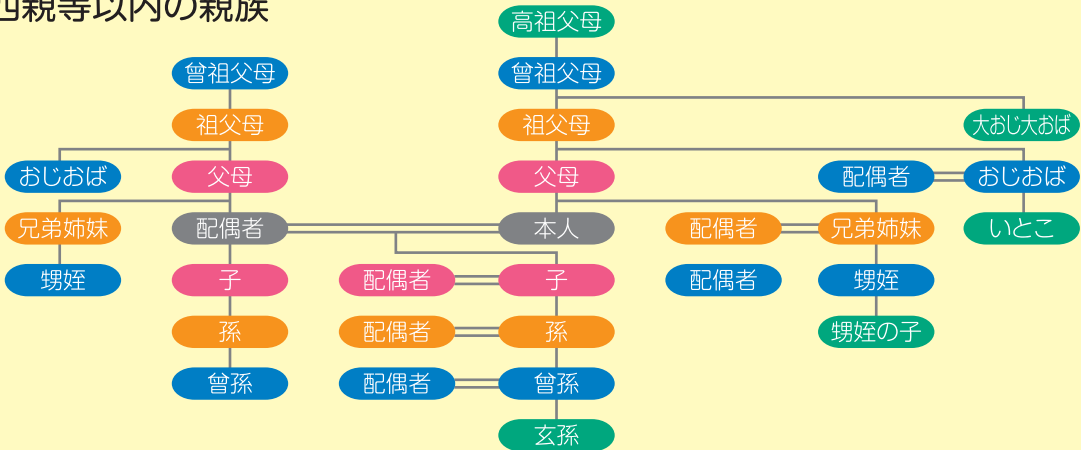


法定後見制度の概要

		後見	保佐	補助
対象となる方		判断能力が常に欠けている状態の方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
開始手続	申立てができる方	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市区町村長など		
	本人の同意	不要	不要	必要
	鑑定等の要否	原則として鑑定が必要	原則として鑑定が必要	原則として鑑定は不要
成年後見人等の権限	必ず与えられる権限	財産管理についての全般的な代理権、取消権（日常生活に関する行為を除く）	特定の事項（※1）についての同意権（※2）、取消権（日常生活に関する行為を除く）	
	申立てにより与えられる権限		特定の事項（※1）以外の事項についての同意権（※2）、取消権（日常生活に関する行為を除く） 特定の法律行為（※3）についての代理権	特定の事項（※1）の一部についての同意権（※2）、取消権（日常生活に関する行為を除く） 特定の法律行為（※3）についての代理権
制度を利用した場合の資格などの制限		医師、税理士等の資格や会社役員、公務員などの地位を失うなど		

- ※1 民法13条1項に掲げられている借金、訴訟行為、相続の承認や放棄、新築や増改築などの事項をいいます。ただし、日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれます。
- ※2 本人が特定の行為を行う際に、その内容が本人に不利益でないか検討して、問題がない場合に同意（了承）する権限です。保佐人、補助人は、この同意がない本人の行為を取り消すことができます。
- ※3 民法13条1項に掲げられている同意を要する行為に限定されません。

四親等以内の親族



法定後見制度の流れ

① 準備

申立ての準備

●申立人や成年後見人等の候補者を決めましょう。

●申立ての目的、類型（補助、保佐、後見）と後見事務の内容などを整理して、申立書を作成しましょう。

●診断書や戸籍謄本の取得など、必要な書類を準備しましょう。

② 申立て

家庭裁判所に申立て

●申立人が、本人の住所地の家庭裁判所に申立てをしましょう。

●本人が佐世保市民であれば、長崎家庭裁判所佐世保支部に申立てをします。

※申立てができるのは、本人、配偶者、4親等内の親族、検察官や市区町村長などです。

③ 審理

家庭裁判所による調査

●書類を点検し、申立人から申立ての理由の説明を聞きます。

●成年後見人等の候補者がいる場合は、適格かどうか事情を聞きます。

●本人に面接して意思の確認をしたり、生活状況などを調査します。

●補助、保佐で代理権などをつけた場合は、本人の同意の有無を確認します。

●親族（法定相続人）に、意向照会をします。

医師による鑑定

●本人の判断能力や障がいの程度を正確に判断する必要があるときは、家庭裁判所は、医師による鑑定を行います。



申立ての費用

申立手数料 (収入印紙)	800円
登記手数料 (収入印紙)	2,600円
その他	連絡用の郵便切手、 鑑定料

★申立てに必要な費用は、原則、申立人の負担です。

★申立ての準備では、戸籍謄本、登記事項証明書、診断書などの書類を入手するための費用などがかかります。

★後見、保佐開始の申立てを行う場合は、鑑定料（おおむね10万円以下）が必要です。

★補助開始の審判をするには、補助人に同意権または代理権を付与する審判を同時にしなければなりません。申立てごとに収入印紙800円が必要です。

④ 審判

類型と選任の決定

●申立てた類型の決定、成年後見人等の選任と、内容・範囲が決定されます。

●本人への告知や通知、成年後見人等や監督人へ告知されます。

●審判の内容は、東京法務局に登録されます。(成年後見登記)

●法定後見人に支払う報酬は、本人の能力に応じて家庭裁判所が決定します。

※即時抗告(2週間の異議申立)ができます。

※家庭裁判所が必要と認める場合には、成年後見人等への監督人が選任されます。

⑤ 審判確定 (後見活動)

法定後見の開始

●本人と法定後見人に審判結果を通知し、法定後見が始まります。

●申立てから審判までは、2～3か月程度が見込まれます。

●財産管理事務や身上監護事務を行い、家庭裁判所へ報告します。

⑥ 終了

法定後見の終了

●家庭裁判所へ本人の死亡の連絡。

●管理している財産の計算。

●相続人への財産の引き渡し等。

身の回りに配慮しながら財産を管理します。

成年後見人等



本人



成年後見人等の役割

成年後見人等は、本人の財産を管理するとともに、生活・医療・介護・福祉など、身の回りの事柄にも気を配りながら保護・支援をします。しかし、食事の世話や実際の介護などは、一般に成年後見人等の職務ではありません。

また、成年後見人等が行う事務については、家庭裁判所に報告するなど、家庭裁判所の監督を受けることになります。

させば成年後見センター

相談から決定・支援までの流れ



相談

申立てなどのご相談をお受けします。申立人がいない場合は、市長申立てにつながります。

運営委員会（審査委員会）

審査委員会を行い、受任の可否を判断します。

家庭裁判所の審判

後見人等は、家庭裁判所の審判により選任されます。即時抗告の期間を経て決定します。

法定後見の開始

支援計画を作成し、法定後見（支援）を行います。

運営委員会

適切な支援がされているか確認をします。

させば成年後見センターでは、適正な後見業務を担保するため、運営委員会を設置しています。運営委員会は、法定後見の受任をすべきかどうかの審議、苦情申し立てに対する調査や審査、成年後見の業務を適正に行っているかの監督・指導などをします。学識経験者、法律・医療・福祉・行政関係者などで構成します。

させば成年後見センター （佐世保市社会福祉協議会内）

〒857-0028 佐世保市八幡町6-1

TEL (0956)22-1020 FAX (0956)23-3175

